解散公告

当社は、平成二十九年十二月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月五日

宮崎県西都市大字三宅九〇番地

合資会社矢野商店

清算人　矢野　勝彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十一月十六日山形県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月五日

山形県鶴岡市みどり町八番一〇号

宗教法人鶴岡みどり町キリスト教会

清算人　安藤　修一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年八月十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月五日

新潟県村上市二之町一番二四号

日月誠徳教院

清算人　内山　晴雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月七日大阪市保健所長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年一月五日

大阪市住吉区長居東四丁目一二番九号シャトー長居一階　医療法人ＣＨＵＲＡ

清算人　勝間　幸宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区北二条東一五丁目二六番地、最後の住所東京都千代田区九段南二丁目五番九―四〇六号

被相続人　亡　後藤　強

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

札幌市中央区大通西一五丁目　ラスコム15ビル二階清水勝裕法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石橋　洋太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県伊具郡丸森町字大舘一丁目九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　後藤　吉正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

事務所仙台市青葉区一番町二丁目五番二二号ＧＣ青葉通りプラザ６Ａ石上雄介総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石上　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市下方三二二番地、最後の住所千葉県成田市下方三二二番地

被相続人　亡　多田　茂夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

事務所千葉市中央区中央三丁目五番七号中央ハイツ七階　大島有紀子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大島有紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区滝頭一丁目六番、最後の住所横浜市磯子区滝頭一丁目六番八―二〇六号

被相続人　亡　渡辺　直治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

横浜市中区常盤町一―二―一関内電子ビル三階Ａ―一

相続財産管理人　弁護士　飯田　学史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県胎内市半山二〇一番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　**曾**澤　チイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

新潟県新発田市山内三二〇番地

相続財産管理人　司法書士　清田　康之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市石堤四六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山口　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

富山県高岡市中川上町一〇―一四　ソーラービル四階　川原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川原　拓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍浜松市南区三島町八六六番地、最後の住所浜松市南区富屋町二三一番地

被相続人　亡　小松　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

浜松市中区布橋二丁目四番三号

相続財産管理人　司法書士　山本　幸則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市藤山台一丁目四番地一、最後の住所愛知県春日井市藤山台一丁目四番地一　一〇三号棟二〇一号室

被相続人　亡　日下部芳夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

愛知県春日井市中央台二丁目五番地アピタ館Ｂ二Ｆ

相続財産管理人　司法書士　加藤美波子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田郡広川町大字広一三八七番地、最後の住所大阪市西成区鶴見橋一丁目一番六―一一〇七号　被相続人　亡　**茶**賣　雄司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月五日

大阪市中央区北浜二丁目一番一九―八〇二号

相続財産管理人　團　潤子

第27期決算公告

平成29年11月21日

秋田県大仙市神宮寺字内大坪67番地

ナガイ白衣工業株式会社

代表取締役　澤登　一郎

貸借対照表の要旨　（平成29年8月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,876,288	流動負債	681,803
固定資産	245,663	固定負債	422,742
		株主資本	3,016,406
		資本金	50,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	2,951,406
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	2,938,906
		（うち当期純利益）	（138,350）
		評価・換算差額等	999
		繰延ヘッジ損益	999
資産合計	4,121,951	負債・純資産合計	4,121,951